

住民税の申告はお済ですか？

各種保険料（税）などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。

未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合がありますので、未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

- ▶日 時 9月1日(火)～9月4日(金) 9:00～16:00
- ▶場 所 役場1階 3番窓口（税務係）
- ▶持ち物 ・印鑑（認印）
・収入のわかるもの（源泉徴収票や売上伝票など）
・経費のわかるもの（仕入伝票や領収書など）
・各種控除証明書
- ▶問合せ 町民課税務係 ☎② 1 1 2

??

■未申告の場合■

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療・福祉・介護等の各種サービスの負担限度額等にも影響する場合がありますので、必ず申告をしましょう。

家屋を取り壊した方は届出を！

家屋や倉庫など建物の一部や全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある方は、町民課税務係に「固定資産異動届」を提出してください。（用紙は町民課税務係にあります）

取り壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されませんが、届出がないと課税されてしまうことがありますので、早めにご連絡ください。

なお、登記している家屋を取り壊した場合、管轄の法務局で滅失登記の手続きをした方は、届出の必要はありません。



- ▶問合せ 町民課税務係 ☎② 1 1 2

9月30日は「クサゼロ」の日

本町では5月30日をゴミゼロの日として、各地区において清掃活動を町内全域で実施して頂いております。町ではゴミゼロ運動に加えて、更に町をきれいにし、明るいまちづくりを進めるため、道路や公共施設等の草刈運動へのご協力をお願いしています。

全町的な運動とするために、9月30日をクサゼロの日として定め、9月をクサゼロ月間として、クサゼロ運動を推進しています。

町民の皆さんには、この運動の趣旨をご理解頂き、ご協力お願いいたします。



- ▶問合せ まちづくり課 ☎② 1 1 4

香取特別支援学校会計年度任用職員募集

▶給食調理員

- ・任 期 ～令和3年3月31日まで（更新の可能性あり）
- ・勤務日時 平日7時30分～15時30分のうち6時間程度（週29時間勤務、夏季休業中は勤務なし）
- ・給 与 月額177,600円 ・募集人数 1～2名

※求人票はハローワークのホームページからご覧いただけます。

- ▶申込み・問合せ 香取特別支援学校 ☎